

学校いじめ防止基本方針

石川県立内灘高等学校

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により石川県立内灘高等学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進するために策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、生徒等と一定の間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様には次のようなものが考えられる。

悪口を言う、からかい、落書き、物損、嫌がらせ、無視、仲間はずれ、陰口、暴力、わざとぶつかる、小突く、命令する（使い走り等を含む）、脅す、たかる、性的辱め、インターネット上やメール等で誹謗中傷等。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどのクラスにも、どの生徒にも起こりうるという認識を持ち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。さらに、生徒指導サポーター、スクールカウンセラー等の専門家との連携により「風通しの良い学校」づくりを行う。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制、「いじめ問題対策チーム」などの校内組織を別に定める。

別紙1 いじめ等対応校内組織図

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の動静把握を徹底して行うとともに、生徒の小さな変化を敏感に認知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

（2）未然防止および早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校における教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する人権教育講話等の多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、取り組みの方針、職員の校内研修、早期発見と未然防止の具体的な取り組みや、PDCAサイクルによる見直しの実施等について年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 「ネットいじめ」への対応

- ① 「ネットいじめ」とは、携帯電話（スマートフォン等）やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板、SNS等に、文字や画像を使って特定の生徒の悪口や誹謗・中傷、個人情報に掲載する、特定の生徒になりすまして、社会的信用を貶める行為をするなどが「ネットいじめ」である。
- ② 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見
 - ア 保護者への啓発
懇談会やパンフレット等を通じてフィルタリングの設定の徹底、使用時間や使用場所の取り決めなど、家庭でのルール作りを呼びかける。
 - イ 情報教育の充実
授業や防犯教室等で情報モラル教育の充実を図る
 - ウ ネット利用に関する講演会の実施
- ③ 「ネットいじめ」への対処
 - ア 「ネットいじめ」の把握
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報提供
 - ・ 外部機関（ネットパトロールからの情報）
 - イ 不当な書き込み、画像への対処
 - ・ 状況の確認と記録
 - ・ 外部機関（警察、プロバイダ等）との連携
 - ・ 書き込み、画像の削除
 - ウ 生徒への対応
 - ・ 被害者本人への対応、加害者への対応、当事者以外の周りの生徒への対応と並行してネット上の対応を行う。
 - エ 事後の経過の確認
 - ・ 被害者のケアおよびネット上の書き込み等の監視等を継続的に行う。

(4) 家庭・地域との連携

文化祭、海岸清掃等の学校行事や、地域のボランティア行事等への参加を通してPTAや地域との交流を図るとともに、生徒の規範意識や社会性の育成を図る。

(5) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決のための組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは次に掲げる①及び②の場合をいう。

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（例：生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等が考えられる。）
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には校長の判断により、迅速に調査する。）

上記の他に生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、直ちに、石川県教育委員会に報告するとともに、校長が「いじめ問題対策チーム」を招集し事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、本校における「いじめ等防止対応組織」や「いじめ問題対策チーム」等で情報を共有し、組織的に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラーや生徒指導サポーターといった専門家と連携を図り対応することにより、より実効的な解決につなげる。

地域の学校、補導センター等の関係機関との連絡を密にしながら、登下校や休日の生徒の動向を把握し、いじめの未然防止に努める。

いじめ問題等に関する指導記録は個人情報に留意しながら保存し、進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供できる体制を確保する。